

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月21日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 271-0091
住 所 千葉県松戸市本町18-4 NBF松戸ビル
5F
法人名 株式会社AQ Group 千葉支店
代表者 山田 隼人
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 047-308-7061

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	千葉県管轄内工事
事業場の所在地	千葉県内の各建現場（管轄支店所在地：千葉県松戸市本町18-4NBF松戸ビル）
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類： 建設業 中分類： 総合工事業
②事業の規模	40億円（令和5年度 売上高）
③従業員数	80人（令和6年6月1日時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	【主な処理の工程】 ・廃プラスチック類 → 委託処理（破碎/圧縮/中間処理） ・紙くず → 委託処理（破碎/中間処理） ・木くず → 委託処理（破碎/中間処理） ・金属くず → 委託処理（破碎/圧縮/中間処理） ・ガラス、陶磁器屑 → 委託処理（破碎/中間処理） ・がれき類 → 委託処理（破碎/中間処理）

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 千葉支店責任者：支店長 — 千葉支店工務責任者：工務次長 — 工務課長 — 工務担当者 千葉支店業務責任者：管理課長 — 各担当者			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	排出量	2562.8 t	t
	(これまでに実施した取組) 梱包資材の簡素化、実寸発注の実施、余剰材の回収		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	排出量	2306.5 t	t
	(今後実施する予定の取組) 梱包レスの推進、余剰財回収品目の拡大、工場加工品目および内容の見直し		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず、ダンボール、石膏ボードはそれぞれに袋にて分別		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別品目を細分化し、廃プラスチック、がれき類についても分別		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・委託基準に沿って、基準を厳守できる業者の選定。 ・電子マニフェストの完全運用及び管理。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用・熱回収が可能である廃棄物は、専門業者への委託切替。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【主な処理の工程】

- ・廃プラスチック類 → 委託処理(破碎/圧縮/中間処理)
 - ・紙くず → 委託処理(破碎/中間処理)
 - ・木くず → 委託処理(破碎/中間処理)
 - ・金属くず → 委託処理(破碎/圧縮/中間処理)
 - ・ガラス、陶磁器屑 → 委託処理(破碎/中間処理)
 - ・がれき類 → 委託処理(破碎/中間処理)
- ※収集運搬及び中間処分・最終処分を業者に委託
(委託先処理業者により内容は若干異なる)

[illegible]

[illegible]